

教育警務委員会会議録

I 日 時 令和8年6月5日（金）

午前9時57分開会

午後0時16分閉会

II 場 所 第4委員会室

III 出席委員

委員長	瀬川 侑希
副委員長	立村 好司
委員	佐藤 則寿
〃	尾山 謙二郎
〃	鍋嶋 慎一郎
〃	大門 良輔
〃	永森 直人
〃	鹿熊 正一

IV 出席説明者

教育委員会

教育長	廣島 伸一
教育次長	矢野 康彦
教育次長・教育みらい室長	
	田中 宏育
教育次長	初田 正樹
参事・教育企画課長	
	森安 祐成

教育参事・教育みらい室小中学校課長

木下 貴子

教育参事・教育みらい室県立高校課長

宮池 秀洋

教育参事・教育みらい室特別支援教育課長

魚津 直美

参事・教育みらい室県立高校改革推進課長

丸田 祐一

教育みらい室課長（高校教育充実強化担当）

武末 宏和

教育みらい室課長（特命担当）

江上 有紀

生涯学習・文化財課長

中川 武志

教職員課長 水上 優

保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）

前川 秋人

保健体育課課長（食育安全担当）

川田 康弘

公安委員会

公安委員長 庵 栄伸

警察本部長 高木 正人

警務部長 伴野 康和

生活安全部長 青野 秀夫

地域部長 中川 保

刑事部長 中林 正範

交通部長 古川 秀治

警備部長 井上 数也

警務部参事官・首席監察官

水名 健

警務部首席参事官・警務課長

平野 聡

警務部参事官・会計課長

関口 健次

V 会議に付した事件

1 閉会中継続審査事件について

2 陳情の審査

3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

広島教育長

- ・令和8年度富山県一般会計補正予算（教育費）について
- ・動産取得に関する件について

高木警察本部長

- ・令和8年度富山県一般会計補正予算（警察費）について

伴野警務部長

- ・損害賠償に係る和解に関する件について

(2) 質疑・応答

瀬川委員長 以上が6月定例会付議予定案件の説明です。

この内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において、計数等に特に御不審の点がありましたら、御発言願います。
——ないようでありますので、以上で6月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

資料配布のみ

教育みらい室県立高校課

- ・「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の採択について

生涯学習・文化財課

- ・国の登録有形文化財（建造物）の登録について

(4) 質疑・応答

佐藤委員

- ・学校部活動等の校外活動における安全対策・緊急対応体制等について
- ・国の高校教育改革における先導拠点の取組について
- ・犯罪被害者等支援について

鍋嶋委員

- ・学校部活動等の校外活動における移動時の安全確保について
- ・自転車の交通反則通告制度の周知状況について

大門委員

- ・成長産業の企業集積及び女性の活躍を見据えた高校の学科再編について
- ・県立高校再編の方針について

永森委員

- ・中学校の部活動加入率について
- ・部活動における遠征・合宿の長距離移動の安全について
- ・部活動応援企業制度について

鹿熊委員

- ・公立高校改革について

立村委員

- ・県立高校の入試制度等について
- ・交通安全施策について

瀬川委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑、質問はありませんか。

佐藤委員 質問が多くなってしまいましたので、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

初めに、学校部活動等の校外活動における安全対策・緊急対応体制等について伺います。

御存じのとおり、5月6日に発生した福島県内の磐越自

動車道において高校生らを乗せたマイクロバスが事故を起こし、多くの生徒が死傷する痛ましい事態となりました。部活動や大会への遠征は重要な教育活動である一方で、長距離や長時間移動に伴う交通安全の確保は極めて重要です。

そこで、本県の県立学校における部活動遠征等の校外活動時の生徒の移動に関する安全管理について、県教育委員会としてどのような基準により各学校を指導しているのか前川保健体育課長に伺います。

前川保健体育課長 現行の基準では、生徒を移送する必要がある場合は原則として貸切バス等の営業自動車の借上げ、または公共交通機関の利用によることとしております。ただし、公共交通機関の運行状況でありますとか、移動先での校務の遂行上の必要性に鑑みまして、緊急時の連絡体制が確立していること、保護者の了解を得ていること、そして一定額以上の補償内容の自動車保険、任意保険に加入していることの3点につきまして、事故対策が取られていることを確認しています。

それを前提といたしまして、さらに1日の操車時間が4時間を超えないこと、かつ県外の移動の場合の行き先は、福井県も含みますが隣接県に限っているなど、運転者の過労運転を防止する措置が取られていると認められる場合に限って、学校長の判断によりまして例外的に教職員が運転する私有車を利用して生徒を移送することを認めております。あくまでも例外的な措置でございますので、これについては厳格に運用するように求めているところでございます。

また、各県立学校におきまして、部活動や校外学習等で宿泊を伴う校外行事を実施する場合には、事前に校長から県教育委員会に届け出るようになっております。届けを受領した担当課におきましては、その内容につきまして疑義

がある場合は確認を行っているところでございます。

各県立学校では、この基準に基づきまして適切に運用されているものと認識しているところでございますが、今回の事故発生を踏まえて各学校に対しましては改めて注意喚起を行ったところでございます。

今後とも各学校における生徒の安全な移送が確保されるように留意をしてまいりたいと考えております。

佐藤委員 細かい基準等も明確にされているということであります。次に、緊急時の対応も細かく指示をされているようですけれども、生徒の命を守るために校外活動中の事故発生時における初動対応や、教育委員会、警察、消防、医療機関等の連携体制、また被災した生徒、保護者への心のケアや心的外傷後ストレス障害、いわゆるPTSD対策について、各県立学校の危機管理マニュアルでどのように記載されているのか。

さらに今回の事故を踏まえて、この危機管理マニュアルの点検や見直しが必要と考えますけれども、前川課長の所見を伺います。

前川保健体育課長 部活動などの学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保につきましては、学校保健安全法の第29条におきまして、各学校で危機管理マニュアルを作成することが義務づけられております。

また、文部科学省から示されておりますマニュアル作成の手引等では、1つ目、ただいま委員から御指摘がございました警察、消防、医療機関等の関係機関との連絡体制の整備などの事前の危機管理、2つ目、初動対応を含めた事故発生時の危機管理、そして3つ目といたしまして、生徒の心のケアや事故対応の評価、検証、再発防止の検討といった事後の危機管理、これらについて記載することとされております。

各県立学校では、この国の手引等の内容に基づきまして、学校の立地場所など各校の実情を踏まえて危機管理マニュアルを作成しているところでございますが、現在の各学校のマニュアルの中には、今回の事例のような校外活動時に交通事故が発生した場合を想定した対応まで明記されていないものがあると認識しているところでございます。

今回の事故発生を受けまして、5月19日付けで文部科学省から発出されました通知では、各学校の危機管理マニュアルの記載内容を点検し、必要に応じて改定等を行うよう求めているところでございます。県教育委員会では、同じ日、5月19日に各県立学校に対しまして、国の通知に基づいて適切に対応するよう依頼をしたところでございます。

今後、各県立学校における対応状況について把握いたしますとともに、他の都道府県での先進事例の情報収集、情報共有を行うことなどによりまして、各学校の検討作業を支援してまいりたいと考えております。

佐藤委員 もちろん教育委員会や文科省等もですが、現場対応の校長などが一番緊張した対応をされていて、緊急対応を含めたマニュアルの見直しが想定されているということです。サポートもしていくということでありましたので、順調に検討が進むよう改めて確認をさせていただきました。

近年、教職員の働き方改革が進められる一方で、部活動遠征や引率における移動負担、安全確保の課題は依然として大きく、特に深夜や早朝出発による疲労リスク、冬季の積雪時の移動、長距離移動時の安全確認など、富山県の特有の事情も踏まえて対応も求められると思っております。

そこで、参加する生徒の安全性を重視した公共交通機関の活用や宿泊を含めた無理のない移動計画の作成を促すための助成など、子供の命を守る観点からの支援策を検討すべきと考えますけれども、前川課長の見解を伺います。

前川保健体育課長 現在、県教育委員会では部活動の生徒の移動に係る費用への支援といたしまして、県外で開催される全国高体連などの全国組織が主催する公式大会に本県代表として出場する生徒の旅費、宿泊費の一部につきまして、県高体連等を通じて補助をしております。そのほかの県内で行われる予選大会であったり、各学校の部活動で独自に計画し、実施される合宿や遠征に参加される生徒の移動にかかる費用の補助は行っておりません。

現行の県の学校部活動に関するガイドラインにおきましては、各校長に対しまして、生徒や部活動指導者の負担が過度にならないよう考慮して参加する大会であったり、合宿や遠征等を精査すること、また、それらを年間の活動計画にあらかじめ位置づけるとともに、保護者の出費等の負担はできる限り少なくするよう配慮することを求めています。

これまでも各県立学校では学校長の適切な判断の下、参加する生徒や引率する教職員の安全性を十分考慮した上で、移動計画が作成されているところでございまして、移動にかかる費用につきましては、生徒の保護者に事前に了解を得た上で生徒の保護者の負担により対応することが基本と考えているところでございます。

今ほど委員から御指摘いただきました生徒の移動にかかる費用に対して、県が支援することにつきましては、今回の事故発生を踏まえ、学校教育等の活動における移動時の安全確保対策に関しまして国が今、検討を行っておられるところでございます。そういった国の検討状況を注視いたしますとともに、他の都道府県における対応状況について情報収集するなど、実施に当たっての課題の整理、また県としての支援の在り方などについて研究していく必要があると現時点では考えているところでございます。

佐藤委員 細やかに対応していこうという姿勢に感銘を受けて聞いておりました。もともと遠征費の支援は強い要望があると私どもも聞いております。やはり現場で経費削減をすることは、見えないストレスや負荷がかかり、結果的に子供の命を守ることができなかったということに通じる恐れがあります。お話のあったとおり、国や県も細やかな配慮をしていこうという思いを確認できましたので、大変ありがとうございます。しっかりまたよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

御報告のとおり、先般国が進める高校教育改革の改革先導拠点校に全国で初めて本県教育委員会所管の魚津高校と小杉高校が採択されました。先ほどの本年度予算にも計上されているという報告がありました。この県内の2校が改革先導拠点に採択されたことは意義が深いことであり、新時代とやまハイスクール構想を進める本県においても大変喜ばしいことであると心から歓迎をするものであります。

特に、小杉高校が不登校経験のある生徒や外国人生徒など、多様な背景を持つ子供たちへの支援強化を掲げている点は、教育の機会均等を重視する観点からも重要であると考えております。

そこで、小杉高校が国の高校教育改革における改革先導拠点に採択されましたけれども、柔軟なカリキュラムや余白時間の導入、外国人生徒、不登校傾向のある生徒を含む生徒の習熟度に応じた個別最適な学びの提供、外部専門人材の活用など、今回の拠点として小杉高校ではどのような改革を進めていくのか。また、今回の改革を一過性のモデル事業に終わらせることなく県全体へどのように横展開していくのかについて、併せて広島教育長に伺います。

広島教育長 今ほど御紹介いただきましたとおり、小杉高校

につきましては、魚津高校とともに先月、国が進める高校教育改革の先導拠点として全国で初めて採択をいただいたものでございます。

小杉高校の具体的な取組について、3点ほど御紹介させていただきたいと思います。1点目は生徒の自主的な学びを促進するために卒業に必要な単位数を若干見直しまして、余白の時間を生み出しますとともに、その時間をもって新たに活動の拠点となる地域連携フロアを整備、活用しまして、生徒が主体的に部活動や文化活動、そして多文化交流等の体験活動に取り組めるようにしたいところでございます。

2点目としては、生徒の習熟度に応じた最適な学びを提供できますよう外部人材——大学生や教員OBなどをメンターとする伴走型の学習ですとか、新たな機器——AIやデジタル教材の導入などの学習支援環境を充実していきたいということでございます。

3つ目としましては、例えば外国人生徒への日本語学習の充実など生徒一人一人に寄り添った丁寧な指導に当たっていくような取組をメインに据えて考えていきたいと思っております。

また、御指摘のありましたとおり、こうした改革の取組が一過性のものとならないようにということでございますが、1つは教員研修等を通じた知見やノウハウ、また、例えば外国人生徒向けの教材といったものを各校間で共有していくとか、他の総合学科設置校とのオンライン授業を活用した相互履修の実施などを通じまして、県内の県立高校全体にこうした取組を普及していくことが必要であろうと思っております。

こうした取組を進めまして、県立高校の魅力化、特色化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

佐藤委員 今お話しがありましたとおり、幾つかのそれぞれ特徴のある取組をするということで、県立高校の魅力化の先駆的な事例として、また富山県全体へ横展開ができるように期待をしております。

次に、魚津高校では医療やバイオ、半導体などの本県の基幹産業と連携した探究型教育を強化するとしておられます。人口減少が進む中で、地域産業を支える高度人材の育成は、富山県の将来に直結する重要課題であります。しかし一方で、都市部への人材流出も大きな課題となっております。

そこで、富山大学や県立大学、地元企業との具体的な連携内容、県内定着を見据えたキャリア教育の充実、女子生徒を含めた理工系分野への進学促進、中山間地域や他校の生徒にもその成果を広げる仕組みについて、どのような戦略を描いているのか、宮池県立高校課長に伺います。

宮池県立高校課長 人口減少が予測される中、本県産業を支える人材の育成と県内定着が課題となっております。このため、県教育委員会では理数系人材の育成とキャリア教育を両輪に取組を進めることとしております。理数系人材の育成については、まず先導拠点校に採択された魚津高校において、女子生徒のみならず全ての生徒の理数的素養を深め、理数系人材の裾野を広げる教育活動を展開いたします。

具体的には、日常生活とのつながりを意識した題材や実験等をベースにした理数系教科の面白さを実感できる授業の実施、地元の大学や民間企業の専門家などの協力を得て、理数系分野のみならず人文科学や社会科学など文系分野のテーマに対してもデータに基づいた理系アプローチによって解決を図る文理融合型探究活動を進めることとしております。

また、こうしたこれらの成果を生かしまして、高校生自

らが地元の中学生に理数系教科の面白さを紹介し、理数系人材の裾野を広げるとともに、県内全県立高校に対して教育課程や教材の共有、公開での授業研修会の実施を通して普及を図り、理工系分野への進学促進につなげていくこととしております。

また、キャリア教育につきましては、これまでも各県立高校において産業界と連携し、地元が存在する魅力ある企業を生徒に知ってもらうため、地元企業でのインターンシップ、高校生対象の企業説明会の開催への協力、社会へ羽ばたく17歳の挑戦を実施しております。

また、今後は授業の一環として県内企業で就業経験を積む富山型デュアルシステムにも取り組むこととしており、引き続きキャリア教育の充実に努めてまいります。

佐藤委員 私は理系でしたけれども、文理融合でもっと総合的に楽しめるような新しい取組から未来を担う人材の育成ができることを心から期待をしております。

続いての質問に入らせてもらいますけれども、県立高校改革では今後、全日制高校の再編統合が進められる一方で、今回のような魅力化投資が一部の学校に集中することで地域間や学校間の格差を懸念する声も聞かれております。

教育委員会では高校再編と直接リンクするものではないと説明されているとのことですが、県民の目線からすれば学校の特色化と再編の議論は密接に関わる問題であると思われま。

そこで、今回の事業で得られた知見を県全体へどのように共有するのか。小規模校や地方校の魅力向上をどのように支援していかれるのか。再編の見通しと併せて生徒や地域の声をどのように反映させていくのか丸田県立高校改革推進課長に伺います。

丸田県立高校改革推進課長 今般の国の高校教育改革は、ま

ずは昨年度補正予算の基金事業、そして来年度からは新たな交付金により公立高校の魅力化に取り組むこととされております。

こうした国の動きを踏まえ、本県でも基金事業における先導拠点校での取組を通じて得られた知見やノウハウを新たな国の交付金も活用しながら他校へも普及させ、県立高校のさらなる魅力化や特色化につなげてまいりたいと考えております。

基金事業につきましては、先導拠点校での取組状況や成果を他校の教員と定期的に情報共有を行いますとともに、新たに開発した教材や教育課程のオープンソース化などによりまして、得られた知見を県立高校全体の改革につなげていくこととしております。

こうした先導事例も参考に小規模校などの高校についても地元企業や地域、市町村と連携した探究活動の充実など地域や学校の特色を生かした魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

新時代とやまハイスクール構想につきましては、現在第1期設置方針の検討を進めております。今年度前半をめぐりにその内容をお示しする予定としておりまして、第1期にはグローバル教育や情報教育、誰一人取り残されない教育の充実、そして学習内容を選択できる仕組みの導入など、これまでお聞きしてまいりました様々な御意見を踏まえまして新たな県立高校を設置することとしております。

引き続きこどもまんなかの視点で丁寧に検討を重ね、国の新たな交付金も活用しながら、新時代とやまハイスクール構想を着実に推進してまいりたいと考えております。

佐藤委員 期待をしていた国の事業が今回、我が県で真っ先に採択をしていただいたということは本当に大きな希望になると思います。地域の方々からいろいろな声はあると思

いますけれども、この基金をしっかりと活用して、また明年、交付金なども利用されて、未来を担う子供たちがこれからどんどん希望を持てるような教育が富山県でひたひたと浸透していく時代となりますよう、私自身も期待をしておりますので、御苦勞もあると思いますが皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

県警本部についての質問に移らせていただきます。

犯罪被害者支援について伺います。近年全国では耳目を集める凶悪事件が発生しているところであります。富山県内におきましても、今年3月には男性が刃物で女性を刺した事件が発生したり、暴走車両が母親と子供が乗った車両に交差点内で衝突して、2人とも亡くなるという痛ましい悲惨な交通事故が発生したところであります。

このような世の中においても、誰もが犯罪に遭うことなく、安全で安心して暮らす社会の実現は全ての人々の願いであると思います。平和な日常を送っている中、突如、理不尽にも犯罪等の被害に遭い、命を奪われ、心身を傷つけられ、財産を奪われたりした犯罪被害者やその御家族の生活は、被害を境にして激変することになります。直接的な被害に加え、精神的、身体的な不調、また周囲の人間の無理解、医療費負担や失職等による経済的困窮など、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられることになります。

こうした様々な困難に直面している犯罪被害者の方々に對して、個々の事情に對応したきめ細やかな支援を講じることが必要だと考えております。

そこで、今年の3月に閣議決定された第5次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれている警察による被害者手帳について、この手帳が導入された背景や活用方法などについて、伴野警務部長に伺います。

伴野警務部長 被害者手帳の導入の背景につきましては、犯

罪被害者の方々が各支援機関の窓口におきまして、何度も被害状況を説明しなければならず、精神的、手続的な負担を強いられている状況があり、その過程において突然のフラッシュバックを引き起こすなどの２次的被害が生じることもあること、また、事件や事故の発生から時間が経過した後でも支援を受け入れたいと希望する方々のニーズに応えるために導入されたものでございます。

この手帳は被害の状況、自身の悩み、家族、遺族を含む支援のニーズのほか、これまでの支援の経過等を記録し、支援の窓口において必要に応じ提示することで、同じ説明を繰り返すことによる精神的、手続的負担を軽減しつつ支援担当者とのコミュニケーションに活用できるものでございます。

また、例えば数年後に支援が必要となった場合においても、犯罪被害者の方々と支援側との間で当時の被害内容や支援状況等の把握が可能になり、中長期的、または断続的に適正かつ必要な支援を受けることができるように全国の警察において作成することとなったものでございます。

県警察では、これまで刑事手続の流れや各種相談機関等の情報を掲載した被害者の手引を作成し、被害者の方々にお渡ししておりましたけれども、今年度内には同手引に替えまして、被害者手帳を交付するものとし、被害直後から必要な支援につなげられるよう被害認知の際に被害者等から事情聴取を行った捜査員等が交付することを考えております。

今後、県警察におきまして、財政当局との協議の上、必要な予算の確保に努めてまいります。

佐藤委員 たらい回しということではなく、ワンストップで相談を受けられるように、そういったことがまた一つでも具体的に進んでいくことを期待をしております。

引き続きの質問でありますが、昨年５月頃の新聞に交通事故や犯罪被害に遭った人や遺族への救済を定めた条例の制定状況について、県内で全１５市町村のうち４市村にとどまっており、全国では１２府県で全市町村が条例を制定しているといった記載がありました。

この記事を見て、富山県を含めて、どこで被害に遭っても同等の支援を受けられるようにするべきだと私も感じたところでもあります。そうした支援条例は、被害者や遺族への経済的なサポートや相談窓口の充実、生活支援などを定めているほか、直接的な被害だけではなく、精神的なショックや経済的な困難に寄り添うことは、安全で安心な地域社会の実現に不可欠であると考えております。

そこで現在、県内市町村における犯罪被害者等支援に特化した条例、いわゆる特化条例の制定状況と自治体と警察との連携について、伴野部長に伺います。

伴野警務部長 県内におきます犯罪被害者等支援に特化した条例、いわゆる特化条例の制定状況につきましては、令和７年４月１日現在、３市１村であったところ、昨年１年かけまして、県警察及び民間被害者支援団体が自治体を訪問いたしまして、直接首長や幹部職員の方々に対し、特化条例等を制定する意義や効果について説明を行ってまいりました。

その結果、新たに５市町が条例を制定されることとなりまして、本年４月１日現在、合わせて９の市町村におきまして特化条例が制定され、その制定率は６０％となっております。

次に、自治体との連携でございますが、犯罪被害者の方々が再び平穏な生活を取り戻すためには、県、市町村、その他関係機関、団体が緊密に連携協力し、犯罪被害者の方々を社会全体で支えていく必要があると認識しております。

す。

本県では、本年４月１日から多機関ワンストップサービスの運用が開始されたところでありまして、県と県警察が市町村や関係機関、団体と情報共有を図り、連携して被害者支援の対応を進めていくこととしております。

また、県警察では知事部局と共同しまして、市町村職員や関係機関、団体の職員の方々に向けて、警察庁の被害者支援施策担当官等を講師に招いた研修会を開催するなど、日頃から支援に関わる関係機関、団体と顔の見える関係の構築にも努めているところでございます。

県警察としましては、誰一人取り残さない支援、地域格差のない犯罪被害者支援を実現するため、今後も引き続き特化条例が未制定の自治体に対して呼びかけを行っていくとともに、自治体、関係団体との連携強化にも努めてまいり所存であります。

また、県民の方々に犯罪被害者等支援について知っていただいて、理解や関心を深めていただけるよう今日も県警の公安委員長以下、バッチをつけさせていただいておりますけれども、全国で公募をかけて募集して決定されました犯罪被害者等支援の全国共通のシンボルマークの「ギュっとなちゃん」というものがあるのですけれども、こちらを活用しまして犯罪被害者等支援の裾野を広げていく所存でございます。

佐藤委員 今日、「ギュっとなちゃん」のぬいぐるみを持ってきたいただきました。あちこちで目にしていたような気がするのですが、多分、大分前にシンボルマークとして決まったと思うのですが、それが具体的に犯罪者支援のシンボルマークであるという認識が私自身欠けておりました。各自治体や県の知事部局も踏まえて、県警の方々が連携を取って、一人も取り残さないように活動を地道にしてこられました。

改めて、この１年間を見ても、それぞれの首長さんを筆頭に対話をしながら着実に丁寧に取り組んでいただきました。実際に現場で御苦労されている方々に、改めて敬意を示したいと思いますし、「ギュっとちゃん」もアピールして、また、警察庁等でもポータルサイトで「ギュっとチャンネル」というものを立ち上げていると伺っておりますので、ぜひとも県民のために働いていただくことを心から期待をしております。

鍋嶋委員 私からは、まず先ほどの佐藤委員の質問と少々重なるところもありますけれども、学校部活動等の校外活動における移動時の安全確保について質問させていただきます。

先般、磐越自動車道において、新潟県の高校生が乗車したマイクロバスによる大変痛ましい事故が発生し、部活動や校外活動における移動時の安全確保の重要性が改めて認識されたところであります。未来ある生徒たちが活動の途中で事故に巻き込まれることは、決してあってはならないことであり、保護者や学校関係者に大きな不安を与えたものと受け止めております。

一方で、近年は部活動の広域化や大会参加機会の増加により、長距離移動を伴う遠征も多くなっております。また、教職員の働き方改革が進められる中、引率や安全管理に係る教職員の負担軽減と生徒の安全確保をどのように両立していくのかが重要な課題であると考えます。

外部指導者や地域クラブ活動の活用など、教職員の負担軽減に向けてどのような取組を進めているのでしょうか。

また、生徒の安全確保のため、危機管理マニュアルの見直しや緊急時対応訓練の実施、移動時の安全管理体制の強化などについて、現在どのように取り組んでいるのか前川保健体育課長の御所見をお聞かせください。

前川保健体育課長 少子化が進む中、将来にわたって生徒がスポーツ、文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動を持続可能なものにしていく必要があると考えております。そのためには、委員御指摘のとおり、部活動に携わる教職員の負担軽減と生徒の安全確保を両立させることは重要であると考えております。

県教育委員会におきましては、まず部活動の顧問となる教職員の負担軽減に関しまして、各県立学校の要望も踏まえまして、単独で生徒の指導や引率が可能となります部活動指導員や部活動の顧問と連携を取りながら、スポーツの専門的な技術指導を行いますスポーツエキスパートといった外部人材を配置しているところでございます。

また、生徒の安全確保という点に関しましては、先ほど佐藤委員の御質問にもお答えさせていただきましたが、各学校で生徒の移送に係る安全管理基準に基づきまして、適切に対応されていると考えているところでございますが、今回の事故の発生を踏まえた国の通知の発出を受けまして、各県立学校に対しまして、危機管理マニュアルの点検、必要に応じた改定について依頼をしております。

なお、今後、国が全国の学校を対象に校外活動の安全確保の状況等について調査を行う予定と聞いております。この調査結果を確認するなど、各学校の実態把握にも努めていくこととしております。

県教育委員会といたしましては、引き続き部活動顧問の教職員任せではなく、校長をはじめとした学校組織全体で対応に当たることによりまして、教職員の負担軽減が一層図られるよう必要に応じて助言、支援をいたしますなど各県立学校における生徒の安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。

鍋嶋委員 教職員の負担軽減もそうでありますけれども、何

よりも生徒が安全に移動や遠征ができるように、また今後
も努めていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

部活動や校外活動は教育活動の重要な一環ではありますが、
その活動を支える前提は何よりも安全の確保であります。
特に遠征や大会参加などで長距離移動を伴う場合には、交
通事業者との連携や運行計画の確認、緊急時の対応体制な
ど、より一層の安全管理が求められます。

今回の事故を教訓として、県立学校における部活動遠征
をはじめとする校外活動時の安全確保についてどのように
検証を行い、再発防止に取り組んでいくのでしょうか。

また、危機管理体制の強化や安全指導の徹底、移動時の
安全確認体制の見直しなど、今後どのような対策を講じて
いくのか前川保健体育課長の御所見をお聞かせください。

前川保健体育課長 委員から御指摘がございましたとおり、
今回発生した事故を単に他県における事例と捉えるのでは
なく、本県でも起こり得るものと想定して、生徒の安全確
保が何より重要という考えの下、部活動の移動を含めた校
外活動時の生徒の安全確保に万全を期すことが重要と考
えております。

県教育委員会におきましては、まず今回の事故の発生を
受けまして、5月12日に県立学校の校長に対しまして、生
徒の安全確保を第一に考えたルールの整備に最大限努める
ように注意喚起を行いました。また、先ほど来御説明いた
しておりますが、5月19日付けで国から部活動の遠征等
における安全確保に関する通知が出されたことを踏まえ
まして、5月21日には県立高校長に対しまして、国の通知の
内容を踏まえた適切な対応を改めて依頼をさせていただ
いております。

現在、部活動における生徒の移送の状況につきまして、

各県立学校を対象とした実態調査を行っているところでございます。また、先ほどもお答えしましたが、国においては文部科学省で今後、校外活動の安全確保の状況について調査を実施される予定であります。また現在、文部科学省と国土交通省が連携されまして、校外活動の移動時の安全対策について検討をされているところで、6月中をめどに安全対策を取りまとめる予定と聞いているところでございます。

本県や国による実態調査の結果、また、国における検討状況などを踏まえまして、県立学校における校外活動時の生徒の安全確保に必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

鍋嶋委員 次に、自転車の交通反則通告制度の周知状況についてお聞かせください。

令和8年4月1日から自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が開始されました。自転車利用者についても一定の交通違反に反則金が課せられることとなり、交通ルールの厳守や交通事故の抑止につながることを期待されております。

一方で、制度開始から間もないこともあり、どのような行為が違反となるのか、どの程度で取締りの対象となるかなど、県民の皆様には十分浸透しているとは言い難い状況ではないかと感じております。特に高校生をはじめとする若年層は、通学や日常生活で自転車を利用する機会が多く、正しい交通ルールの理解が重要であると考えます。

4月1日からの制度開始後の県内における自転車交通違反の取締り状況はどのようなになっているのか。また、ながらスマホ、信号無視、逆走、一時不停止など主な違反内容にはどのような傾向が見られるのでしょうか。

あわせて県民への周知啓発や交通安全教育をどのように

進められておられるのか。特に通学で自転車を利用する高校生に対する交通ルール教育や安全意識向上に向けた今後の取組方針について、古川交通部長の御所見をお聞かせください。

古川交通部長 まず、自転車の青切符の取締り状況でございますけれども、自転車の交通違反に対するいわゆる青切符制度につきましては、4月1日から制度が開始されていまして、5月末までの2か月間で携帯電話を使用しながらの運転で40件、一時不停止で3件、合計43件を検挙しているところでございます。

青切符制度の県民への周知につきましては、啓発チラシを活用した広報啓発活動を実施しているほか、自転車の交通反則制度の導入ですとか、自転車を対象となる交通違反などについて警察職員が分かりやすく説明している交通安全啓発動画を、県警で交通安全SNSサポーターに委嘱しております民間事業者と協力いたしまして作成し、県警察公式インスタグラムやXで配信して周知を図っているところであります。

その動画でございますけれども、累計で600万回を超える再生がなされるなど、高校生をはじめ幅広い年代から関心をいただいているところでございます。さらに中学生や高校生、またその保護者、学校関係者に対しまして、交通安全教室や研修会の機会を通じて青切符制度を周知しているほか、自転車販売店、また関係団体との連携を図りまして自転車購入時をはじめ、あらゆる機会を通じて周知を図っているところでございます。

県警察といたしましては、今後とも指導警告を原則としつつ悪質危険な違反に対しては検挙いたしまして、広報啓発活動を継続的に行いながら、自転車利用者をはじめ県民の皆様に対しまして、制度のさらなる浸透と交通安全意識

の向上に努めてまいりたいと考えております。

鍋嶋委員 43件も検挙があるのかというのが正直なところでありまして、もっと少ないと思っていました。動画が600万回再生されているので、恐らく高校生もそういったものを見ながら学んでおり、注意しなければならないという意識改革で乗り方が変わってきていると私も車を運転していて感じるところであります。

ただ、小学生、中学生に関しては、制度が分からないこともあるので、今までと変わらず、ちょっと危ないところもあるので、取り締まるとかではなく、注意してもらいながら、何より1件でも事故がないのが一番だと思いますので、また周知をよろしくお願いいたします。

大門委員 令和8年度に入りまして、高校再編の第1期再編校の場所が決まる大事な年になってまいりました。新時代とやまハイスクール構想検討会議も第10回を迎えまして、具体的な高校も含めながら議論をし始めたということで、本当に大詰めになってきたと思っているところであります。

また、先ほども話がありましたが、国で採択する高校教育改革における拠点校に魚津高校と小杉高校が決まりまして、魚津高校では12.2億円、小杉高校では11.3億円の採択を受けました。これからいろいろな話が絡み合いながら、学校を選定していく流れになってくると思っているところであります。

そういった中で、今回私からは魅力ある学科の再編についてお伺いしたいと思います。

高市政権になりまして、いろいろと方針が変わってきたところでもあるのですが、全国におきまして、成長できる分野に対して、企業集積を行っていかうという投資がこれから行われるわけでありまして。富山県におきましては、半導体やサーキュラーエコノミー、バイオ医薬の分野

——これは富山県の伝統的な産業であります、新たに成長が期待される分野で企業集積を行いながら富山県の成長をより進めていこうという流れかと思っております。

他県を見てみますと、例えば熊本県では半導体の集積が非常にすごいということで、高校の学科に半導体の学科を設置し、高校教育から人材育成を行い、人材を供給していくという流れになっています。

産業集積などで富山県の成長を目指そうという中で、高校教育というのは非常に大事な話だと思っているところであります。

こういった富山県の動きを踏まえまして、どのように魅力ある学科再編を行っていこうと考えておられるのか丸田県立高校改革推進課長にお伺いします。

丸田県立高校改革推進課長 県立高校におきまして、実社会に結びついた実践的な学びというものは大切でございまして、特に職業系専門学科におきましては、社会で即戦力となる人材の育成につながるため、これまでも薬とバイオテクノロジーや伝統工芸、プロダクトデザインなど地域産業を踏まえた特色ある学科を設置いたしますとともに、工業科設置の4校では学校設定科目としてもものづくり学を開設し、視野の広い工業人材の育成に努めております。

今後の県立高校の在り方の検討におきましては、令和6年度に地域ごとに開催いたしましたワークショップに県内産業界からも多数御参加をいただきまして、企業から指導を受けるなどもっと連携すべきといった御意見ですとか、探究活動で学科間の連携ができるとよいなどの御意見をいただきました。その御意見も踏まえ、新時代とやまハイスクール構想実施方針では工業科などで構成する実践ハイスクールにおきまして、地域の企業などと連携したデュアルシステムの導入や新たなニーズに対応した教育課程の編成

を行うという方向性としております。

また、現在学ぶ子供たちのため、必要な学科改編などは速やかに行うといった観点から今年度は魚津工業高校、来年度は砺波工業高校におきまして一括募集の実施と学科改編を実施することとしております。

さらに、今般の国の高校教育改革に対応し、地域の経済社会を支える産業イノベーション人材やアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成を進めていくこととしており、先導的な取組を県全体の高校教育改革につなげてまいりたいと考えております。

今後とも御紹介いただきました国の産業クラスター計画や本県の地域産業成長プランなども踏まえまして、産業界などの新たなニーズの把握に努め、魅力的で実践的な学びを導入した学科改編も行いながら、新時代とやまハイスクール構想を着実に推進してまいりたいと考えております。

大門委員 いろいろな企業の皆さんと話をしますと、企業誘致をする際に一番困るのが人材不足だということをよく聞くわけであります。だからこそ企業集積を図っていく上で、やはり人材をしっかりと確保できる環境があるかどうかということは、非常に大事な観点だと思っております。

こうした国の流れ、そして富山県の方角性がある中で、そういった分野に関しまして熱い人材を供給できるような高校教育なり県全体での教育というものをやはり考えていく必要があると思っております。

成長産業の企業集積等の話は本当に今、始まった話ですので、やはりそういった動きもしっかりと考えながら、これからの高校再編に取り組むことが非常に大切になってくると思っております。

キャリア教育もそうですし、先日、富山大学がサテライトオフィスを県庁につくりましたので、富山大学との連携

もこれからよりできるようになってくると思います。

そういった連携をしながら、より魅力的な学科、そして富山県に必要な人材を考えた上で高校再編をお願いしたいと思っています。

次に、商業科についてお伺いします。

商業科に関しましては、商業高校をベースにいろいろな学科を併設する方針が出たわけであります。7つの学校類型で言いますと、未来探求ハイスクールに入ってくると思っています。

商業科はどちらかというと女性が多く入っておられる印象があります。商業科は、富山県でも多くの女性が進学して学び、卒業して活躍している学科の一つだと思っています。

商業科はいろいろな学科と併設されるということで、AIなどの学科の進展もあると思うのですが、どちらかというと縮小されるものなのかと思っており、女性が行きたい学科というのが減ってくるのではないかと考えているところであります。

女性の県外流出が多いことを考えると、やはり女性の学びたい場所を高校再編の中でもしっかりと考えていくことが必要だと思っているところですが、商業科の在り方と女性が学びたい学科づくりについてお伺いをします。

丸田県立高校改革推進課長 本県の商業科は、地域経済を支える人材育成に貢献しておりますが、卒業後の進学割合が高まるなど、進路ニーズは多様化してきております。また、御紹介のとおりですが、約6割が女子生徒でございまして、例えば模擬株式会社の運営などを通じました実社会とつながる実践的な学びの場の創出でありますとか、家庭科科目の提供など各校におきまして特色化や魅力化にも努めてきているところでございます。

こうした現状を踏まえ、新時代とやまハイスクール構想実施方針では商業科について3つの検討の方向性をお示ししております。

1つは、普通系学科におきましても商業科の学びを選択できるようにすること。これは、普通系学科のうちの未来創造という学びの中でお示しをしております。

2つ目は、職業系専門学科としまして、簿記や情報処理などの技能に加え、グローバルな視点やデジタル活用スキルの習得などを通じたこれからのビジネスを支える人材の育成。

3つ目として、商業科単独校におきましては、これまでの教育を踏まえつつ学校の魅力化、特色化や部活動の活性化などの観点からその他の学科を併設した学校への再構築を検討するという3つでございます。

現在、第1期校となりますグローバルハイスクールの検討と併せ、商業や家庭、情報など多様な学びも組み合わせる案といたしました未来探求ハイスクールの再構築に向け検討を進めているところでございます。

商業科の検討も含め、新時代ハイスクールの検討に当たりましては、多様な選択肢があり、女子生徒はもちろんのこと、男女問わず通いたい、学びたいと思ってもらえる魅力や特色があり、そこで学んだことを生かし、県内での就職や活躍などにつなげていける新時代ハイスクールとすることが肝要であろうと考えております。

引き続き関係者の御意見や生徒、社会のニーズといったものを踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

大門委員 女子生徒が行きたいと思える学校という観点も踏まえて、また検討していただきたいと思っております。

続きまして、滑川市の医療福祉専門学校におきまして、看護科の募集を来年度から停止されるという発表がありま

した。新聞でも大きく出ていたかと思います。

この学校の看護学科は新川地区におきまして、看護の人材を輩出する唯一の学校ということで非常に大切にされてきた学校です。やはり昔は応募もたくさんありまして、なかなか入れない学校の一つでした。しかし近年、大学や短期大学といった看護を学べる学校が非常に増えてきまして、専門学校という部分のニーズに対し、人口が減るとなかなかそこに人が行かないという現状があり、どんどんその定員に対して人が集まらなくなりまして、残念ながらこういった結果になったわけであります。

新川地区にはいろいろな病院の拠点がありまして、看護協会の皆さんとも話しますと、今後の新川地区における看護関係の人材の確保を考えると非常に心配だという話をよく伺うわけであります。そういった中で、新川地区に看護学科のある高校を創設できないかという要望も非常に多く上がっているわけであります。

看護の拠点となる高校は残念ながらなくなったわけですが、高校再編のタイミングでもありますし、エッセンシャルワーカーである看護の人材は今後非常に重要になってまいります。少子高齢化の中、新川地区におきまして、看護学科の創設は簡単にはできないとは思いますが、どのような見解を持っておられるのかお伺いをいたします。

丸田県立高校改革推進課長 看護師を志す者の学びの場の確保というものは、地域医療を支える人材の育成、確保の観点から重要でございます。また現状、看護職に占める女性の割合が高いことも踏まえましますと、女性活躍の促進につながる面もあるものと考えております。

本県では、かつて衛生看護科という学科が新川女子高校や富山女子高校など3校ございましたが、看護師資格に係る国の制度改正を踏まえまして、平成14年に富山いずみ高

校に５年間一貫教育の看護科と専攻科を設置したところでございます。

全国の公立高校における看護科設置は、半数以下の２１県であるといった中ではございますが、富山いずみ高校では県立中央病院や黒部市民病院などでの看護実習のほか、外部講師による講義やシミュレーターなどの最新設備の導入など学習環境の充実を図っております。

また、県内全域から入学生がおられまして、今年度は新川地区からは５名、富山地区２６名、高岡地区４名、砺波地区は１名といった状況となっております。

御質問の看護科設置校の増設につきましては、専門教員の確保に加えまして、今後の中学校卒業予定者数の減少や中学生の看護科志願の状況、県立大学など高等教育機関の状況など様々な角度から慎重な検討が必要になるのではないかと考えております。

地域医療を支える人材育成の充実のため、どのような取組が必要なのか医療機関や看護の関係者などの御意見も伺いながら、県として検討していく課題であると考えております。

大 門 委 員 ぜひ県として検討していただきたいと思います。今ほど御説明があったとおり、富山いずみ高校に看護科があるということで、各学区別にどれだけ生徒が集まっているかという話もありましたけれども、富山学区がやはり一番多くて２６名ですし、新川地区５名、高岡地区４名、砺波地区１名ということで、近い学校に行くということがよく分かる数値だと思っております。

先ほども話をしたとおり、本当にまだまだ看護師は必要なのですけれども、残念ながら新川地区で看護を学ぶ学校がなくなったという現状は、この高齢化社会において、地域の医療を守るという観点からも非常に重要な課題だと私

は思っているところであります。

学校の教員確保という話もありましたが、医療福祉専門学校看護科の募集を停止するという事で、数年後には先生がたくさん空いてくるので、先生の確保も何とかならないかと思っているところでもあります。これは県としての課題ということで、これからより重要な観点になるかと思っています。

新川地区では看護も含め、福祉人材が不足しているというデータもよく出ておりますので、女性の働く場所といった意味でも、魅力的な学科を含め、看護科の創設もひとつ検討してもいいのではないかと思います。また御検討のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、高校の再編の議論が始まってきて、恐らく今年度中の秋頃に対象校が決まるという格好になると思っています。

こうした高校再編の話が出る前は高校の老朽化対策ということで、高校の校舎の改修、そしてグラウンドの改修を定期的に行っていたと思いますが、高校再編の話がありまして、今は一時ストップしていると思っています。

そういった中で、今年、高校の再編校の方向性がある程度決まるということであれば、老朽化対策も併せて行っていかなければいけないと思っておりますけれども、そこについて森安教育企画課長にお伺いしたいと思います。

森安教育企画課長 学校施設の老朽化につきまして、大規模な修繕を伴うものにつきましては、富山県学校施設長寿命化計画に基づきまして、老朽化の状況などに応じて改修の優先順位を設定いたしますとともに、財政支出の平準化も図りつつ建物の寿命を80年間とする長寿命化改修に計画的に取り組むこととしております。

また、委員御指摘のとおり、新時代とやまハイスクール

構想との整合性も図りつつ、必要性の高い施設を対象に実施を検討したいと考えております。

一方で、中規模、小規模の修繕につきましては、現在、在籍している生徒が安全かつ安心して学べる環境を確保するということでも必要と考えております。学校修繕費として一定の予算枠も確保させていただきまして、学校の要望に対して現地の確認も行いながら、修繕を行わせていただいているところでございます。

また、突発的な不具合につきましても、こうした修繕とは別に学校に予算を配当しまして、迅速な対応にも努めているところでございます。

今後とも大規模な修繕につきましては、新時代とやまハイスクール構想との整合性を図りながら検討していき、また、中小規模なものについては、学校からの要望を丁寧に聞きながら緊急性、必要性を勘案して適切に対応したいと考えております。

こうした取組によりまして、よりよい教育環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

大 門 委 員 新時代ハイスクール構想の第1期校が決まれば、いろいろな学科が入り混ざった新たな高校ができると思っております。そういった中で、やはり必要な研究施設や棟が恐らく出てくると思っております。老朽化対策を含め大規模改修——新しい研究施設や棟をつくるのか分かりませんが、今後、必要になってくると感じているところであります。

高校の再編について、いろいろとお示しがある中で、呉東で大体12校、呉西で8校という形となっております。これまでの再編の流れからいいますと、どちらかというと近い学校と近い学校が統合して1つになる印象を私は単純に持っていたのですが、今回の新時代とやまハイスク

ール構想の検討会議の資料を見ますと、本当に単純なことではないということを改めて感じたところです。7つの学校類型の中で、いろいろな学科が入り混じった高校再編になっていくと思っています。

少し単純な質問かもしれませんが、私は近くと近くの学校が統合して1つの学校になると思っていましたけれども、今回の再編は呉西、呉東に分かれておりまして、学区でいいますと呉東でいえば富山学区と新川学区、呉西でいいますと高岡学区と砺波学区があります。そういった中で、呉東でいえば富山学区と新川学区というのは関係なしに——新川学区では新川だけで再編するのではなく、富山地区と新川地区の2つを合わせて、いろいろな学科も組み合わせた上での再編になるという感覚でよろしいのか丸田課長にお伺いしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長 これまでの再編につきましては、今ほど御紹介もございましたが、小規模となった学校と近隣の学校との再編統合といった面があったかと存じますが、今回は全ての県立高校を対象に各校の教育内容や教育環境に将来を見据え新たな取組を加え、7つの学校類型へと段階的に再構築をしていくものであり、今後の中学校卒業予定者数や通学の利便性を考慮し、新時代ハイスクールを県内にバランスよく配置していくこととしております。

その際には、新時代ハイスクールでの教育内容について、より特色と魅力あるものとなりますよう学区内にとどまらず、学区を超えた学びの組合せについて検討することも必要になるものと考えており、こうした面から学区をまたいだ再構築も考えられるものと認識をしております。

一方、こうした再構築の検討、具体化におきましては、新時代ハイスクールの設置場所や募集を停止する学校を検討するに当たり、生徒の通学の利便性の確保や一定のエリ

アにおける今後の中学校卒業予定者数、こうした要素も踏まえ、県全体としてバランスある配置としていく必要があると考えております。

先月の構想検討会議では、第1期に開設するグローバルハイスクールと未来探求ハイスクールの具体像などについて協議をいただいたところでございます。引き続き本年度前半をめどとする第1期設置方針の取りまとめに向け、さらに具体の議論を進めてまいりたいと考えております。

大門委員 学区を超えた再編も含め、学科も再編に近い部分があるのかと思いますけれども、これから検討されていくのだと思います。

全体像をつくらないと逆に検討できないのではないかなと思うぐらい本当にすごく複雑に絡んでいることを改めて感じたところであります。その複雑なパズルを今から組み合わせて検討していくと思いますけれども、より魅力的な学校になるように、再編統合は大変な検討ですけれども、またよろしく願いいたします。

永森委員 前川課長に質問が集中しておりますけれども、御容赦をいただきまして、私からも部活動について質問をさせていただきたいと思います。重なっている部分もありますので、重複を避けながら質問をさせていただきます。

私の部活動の基本的な考え方として、安全対策や教員の働き方改革も非常に大事なのですが、やはり一番大事なのは子供たちがやりたいことをしっかりとできたり、自分が実現したいことを実現できる環境をどう確保するかということだと思います。そこを忘れずにいろいろな対策をしていくことが重要なのではないかと申し上げたい思いでの質問であります。

まず1点目、中学校の部活動の加入率について質問したいと思います。

笹川スポーツ財団が毎年、中高生の運動部活動への加入率の調査をされております。2025年の調査の中で運動部活動の加入率は過去最低になり、また、クラブ活動の加入率も非常に減少してきているということが分かりました。そこでまず、県における中学校の運動部活動の加入率がどのように推移しているのか前川課長にお尋ねします。

前川保健体育課長 県教育委員会で把握しております公立の中学校の運動部活動の加入率でございますが、約10年前の平成27年度におきましては74.0%でありましたが、徐々に減少傾向にございまして、5年前の令和3年度におきましては71.4%、そして直近で分かりますのが令和7年度でございますが62.8%となっているところでございます。

永森委員 恐らくですけれども、これからさらに地域移行が進んでいくにつれまして、さらに減少していくことが考えられると思います。減少していることについて、背景等々を含めて何かお分かりになることがあればお伺いします。

前川保健体育課長 今ほど委員がおっしゃいました地域クラブに加入している方が増えているということもございます。

また、中学校の学習指導要領の総則に「部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる」と記載されております。したがって、かつて、私が中学生の頃は、やはり全員部活動制という形がありましたが、最近では部活動の加入は生徒の任意とされており、強制ではないということもございます。そのようなことも要因の一つとして上げられるのではないかと考えております。

永森委員 おっしゃる部分は当然あると思っております。任意加入となり、今は全員が参加する形ではなくなっていると聞いております。それはそうなんだろうと思うのですが、他方で考えなくてはいけないのは、かつての学校の授業が終わってグラウンドに出たら当たり前部活動ができ

た時代から、今は、ほかの場所に移動して部活動をしなくてはならない時代になりました。

つまり、その環境の変化——アクセスの時間的な条件が悪くなっていることがありますし、この後の移動等々の話とも密接に絡みますけれども、部活動にしるクラブチームに加入するにしる、経済的な負担が非常に大きくなってきていまして、いわゆる所得の高い方ほど部活動の加入率が高い、所得が高い人ほどクラブチームへの加入が高いという相関がはっきり出てきている状況になっております。

そうしたことも考えながら、部活動への支援をしていかななくてはならないので、今後もしっかりと検討を続けていきたいと思っています。

2点目も先ほどのお話と少し重なりますけれども、磐越自動車道で5月に大変悲惨な痛ましい大きな事故がありまして、亡くなられた生徒さんに心よりお悔やみを申し上げます。

そこで今、高校の部活動の移動等につきまして、実態調査を行っておられるさなかではないかと思っておりますけれども、高校の部活動のマイクロバスの所持の状況や教員の運転の実態はどのようなになっているのか現時点でお分かりになれば教えていただきたいと思います。

前川保健体育課長 委員からお尋ねがございました県立高校の部活動におけるマイクロバス等の所持状況、また教員における運転の実態等につきましては、今ほど委員からも御紹介いただきましたが、各学校において調査を行っている最中でございます。6月10日を回答期限としております。

今後、各学校からの回答を取りまとめますとともに、その回答内容を精査いたしまして、できる限り早期に調査結果を明らかにさせていきたいと思っております。

永森委員 その結果を待ちたいと思っております。

この後の質問は佐藤委員の質問とも少し重なってくるのですけれども、支援をどうしていくのかということであります。

もちろん生徒さんの安全が一番というのは大前提でありまして、何よりも優先されることというのは間違いないことです。それは最低限の当然しなければいけないことなわけでありまして、だからといって、子供たちの遠距離への遠征はなるべくやめなければいけないという方向にいくのは違うのではないかと私は思っています。

先ほどから前川課長からも既に相当厳格にルールが定められていて、現在行われている遠征は、ある意味例外的な措置ですというお話もありました。生徒が減っているので、どんどん各学校の部活動が縮小されていく中、レベルの合う学校とお互いに強化しようと思うと、どうしても遠距離の遠征は避けられないという実態があります。なので、チームを強くしたいとか、子供たちのいろいろな強い選手と対戦をして自分を高めていきたいという欲求に対して、学校はどうやって応えられるのかということの苦肉の策の中で、先生自身が大型の免許を取ってマイクロバスを運転したりしています。ただそれは先生も嫌々している方はそんなにたくさんいらっしゃらないと思っています。そういう中で、今日まで運用されているということでもあります。

なるべく県外に行くとか、全部公共交通使えと言うのは非常に簡単なのですけれども、そのことによって子供たちの遠征の機会が減ったり、合宿を近場でしましようにと流れるのは少し違うので、それをどうやって実現していくかということとセットで規制を考えてほしいと思います。規制をするということは、その分、子供たちの自由度を奪うことになりますので、自由度をどう確保しながら安全度を高めていくのかという議論にしていきたい。つまり、

学校だけから聞き取るのではなくて、子供たちがどう思っているのか、顧問の先生がどう思っているのか、現場の規制を強化することでどんなことが起きるのだろうかということ、を丁寧に把握した上で、規制の強化をしていただきたいというのが私の思いであります。

そのことも含めて、支援とセットでしっかりといろいろなことを考えていただきたいと思います。御答弁よろしくお願いいたします。

前川保健体育課長 先ほど来、御説明しております5月19日に発出されました文部科学省からの通知でございますが、そちらの中では部活動において長距離、長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、学校教育活動の一環である部活動として実施することの必要性についてしっかり検討してくださいということ、また、遠征等を実施する場合は、移動距離や移動時間、運転者の負担等も考慮した無理のない計画として、生徒の安全確保について万全を期すように求めています。

ですので、国としてもやるなと言っているわけではございません。また、これにつきましては、各校長に対しまして、生徒、部活動指導者の負担が過度とならないように考慮して、参加する遠征や合宿を精査してくださいと求めています。現行の県の部活動指導に関するガイドラインと同じ考え方でございます。

したがって、県教育委員会といたしましては、こういった県外合宿や遠征を一律に制限することは適当ではないと考えております。今般の国の通知の周知に当たりましたが、各学校におきまして、この国の通知の趣旨を踏まえて、各学校の実情も考慮しつつ適切に対応するように求めたところでございます。

永森委員 ぜひそうしたことを支援も含めてしっかり考えて

いただきたいと思います。結局コストが上がってくると、お金のある人しか強豪校で部活動ができないということになると思います。また、懸念するのはただでさえ今、強い選手、いい選手はどんどん県外に流出している実情があります。都市部のお金のある私立校にさらによい選手がどんどん流れていってしまうことにも私はつながりかねないと思っています。

他方で、今ほどの国の通知の趣旨も非常によく分かります。部活動に対しての生徒一人一人の関わり方や、その思いは随分違うものがあると思いますし、また学校によっても違うと思いますし、学校の中でも部活動によって違うことがあります。

なので、そういうところに対して、どうやって税金で支援をしていくのかということになってくると、それこそ税の負担の公平性などの問題が出てくると理解をいたします。

そこで、部活動の地域移行が始まったときに、部活動応援企業制度というのができたわけであります。部活動を応援したい皆様方が財政的にであったり、外部指導者としてであったり、支援をしてくださるというすばらしい制度であります。そういうところから出てきた資金を部活動の運営の支援に充てていくということであれば、県民の理解も得られるのではないかと私は考えましたので、ぜひこの部活動の応援企業制度をもっと拡大をして、お金もいろいろなところから御支援を募りながら、そうした活動の支援に充てていくことがいい方法ではないかと思いました。

もう一つ、ふるさと納税制度も県立高校においては部活動ではないですけれども、高校の支援に限ったふるさと納税制度が既にあります。もう少し幅広く部活動の応援についての財源ということで、ふるさと納税制度を活用しながら、地域部活動の支援や部活動の遠征等々の支援に充てて

いけばいいのではないかと考えているわけであります。

ところが、令和５年に部活動応援企業制度ができたと思いますけれども、現在、登録企業数は31社ということで、まだまだ伸び悩んでいるとっております。そこで、登録企業による財政支援の実績やその使途はどのようなになっているのかなどを含めまして、お尋ねしたいと思います。

前川保健体育課長 委員からも御紹介いただきましたが、本県独自の制度ということで、令和５年２月に創設いたしました部活動応援企業制度でございますが、学校の部活動を応援したいという意思をお持ちの企業、団体からの申請に基づきまして県で登録を行いますとともに、県立学校や中学校の部活動が実際に求めている具体的な支援内容を把握した上で、県が応援企業と学校との間のマッチングを行うという制度でございます。

応援企業による支援のメニューといたしましては、指導者の派遣、施設や活動場所、用具の提供、財政的な支援、社員の部活動等への参加を促す、例えば特別休暇制度の創設といったものがございます。

そのうち委員から御質問のありました財政的な支援でございますが、令和７年度の実績は11件です。その具体的な使途といたしましては、主に部活動で使用する用具の購入費がほとんどでございました。ただ、吹奏楽部の楽器の運搬経費に充てられた事例もあるところでございます。

また、部活動応援企業制度以外の部活動支援に活用できる財源の確保につきましては、委員から御提案のあったふるさと納税を活用した仕組みは県立学校で行われております。また、県内の一部の市におきましても行われていると把握しているところでございます。具体的には学校の設置者であります各市町村におきまして、それぞれの事情で取り組まれるべきと考えておりますが、当然こちらといたし

ましても他県におけるそういった財源確保の状況などの収集に努めますとともに、市町村への情報提供も適宜行っていきたいと考えております。

また、委員から御指摘いただきました登録企業数が伸び悩んでいることにつきましては、こちらとしても課題であると考えております。今後、必要な対策を検討することとしておりますが、委員各位におかれましても、こういった制度があることを企業にPRしていただけるとありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

永森委員 そうした財政的な支援はこれから非常に重要になってくると思っておりますし、理解してくださる会社の方はいらっしゃると思いますので、ぜひともそうした仕組みにつきまして、しっかりまた御検討を続けていただきたいと思います。

鹿熊委員 私からは、公立高校改革について手短に2点質問いたします。

1点目は、先ほどからも取り上げられております国の高等学校教育改革促進事業についてであります。

この事業について非常に関心がありまして、2月の議会の予算特別委員会でも質問いたしました。この事業は3類型あるということで、類型1はアドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成事業、それから類型2は理数系人材育成事業、類型3は多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保事業ということであります。このたび採択を受けたのは類型2の理数系人材育成支援事業で魚津高校、類型3の多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保事業で小杉高校が採択されたと理解いたしております。

2月の議会において、この3類型とも申請する方針かどうか聞きましたら、教育長から3類型とも申請する方針と御答弁頂きまして、なかなか意欲的で非常にうれしく思っ

た次第でございます。この類型１のアドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援事業は今どのような状況になっているのかお聞きしたいと思います。

武末教育みらい室課長 国の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業につきましては、御紹介いただきましたように３つの類型ごとに改革を先導する拠点の創出を支援することとされております。本県は、全国に先駆けて３月末に３類型全てに申請をいたしましたところ、先月、魚津高校及び小杉高校が採択をされました。

また、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援の類型につきましては、地元産業界との連携の下、企業現場での実習を組み合わせた実践的な学びの導入などを検討し、申請しておりましたが、今回採択は見送られたところでございます。

文部科学省からは、採択が見送られた改革先導拠点につきまして、改めて申請の機会があると聞いております。あわせてその採択に向け、産業界との連携方策のさらなる具体化などの助言を得たところでございます。

県の基幹産業であるものづくり分野やエッセンシャルワーク分野での将来的な労働力不足の拡大も見据え、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成につながる新たな学びの展開も進めたいと考えております。

国の助言も踏まえながら、内容をさらにブラッシュアップし、今後採択を得られるよう努めてまいります。

鹿熊委員 ぜひこの類型１が採択されるように準備をしっかりといただきまして、次なる機会に国の助言も受けた形で申請をされ、採択されることを願っております。

私の思いとしては、いずれも大事ではありますが、この類型１のアドバンスト・エッセンシャルワーカーは３つの類型の中で極めて重要な類型だと理解しております。次の申

請の機会がいつ頃になるという情報はまだ届いておりませんか。

武末教育みらい室課長 現在、他県の公募に係る審査が進んでいる状況でございます。その結果公表は6月下旬とされております。次の公募につきましては、その後とされますので、7月以降と見込まれております。また情報があり次第、速やかに対応してまいりたいと考えております。

鹿熊委員 分かりました。よろしく頑張ってください。

2つ目ではありますが、総務省の事業で、今年度高等学校教育改革等推進事業債を創設したと報道がありましたが、この制度の概要と県の活用方針について質問いたします。

武末教育みらい室課長 高等学校教育改革等推進事業債につきましては、地方公共団体が地域の実情に応じて、公立高校において今後の社会経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう今年度創設されたものでございます。

公立高校に特化した施設整備事業に対しまして、これまではなかった地方債の償還に対する交付税措置が新設されるなど、国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）と連動しました取組を財政面から後押しする姿勢が示されたものと捉えております。

対象事業は、国のグランドデザインを踏まえ、都道府県が策定します高校教育改革実行計画に基づき実施する3つの地方単独事業——具体的には、まず先端技術を活用した機器の導入など工業高校、農業高校等の専門高校の機能強化や高度化、次に理数系教育に必要な機器の導入など普通科改革を通じた高校の特色化、魅力化、さらに遠隔授業の配信設備の整備など地理的アクセス、多様な学びの確保に資する施設整備の整備が対象となっております。

本県では、この活用に必要な実行計画を今年度中に策定

することとしておりますが、例えば今年度事業を実施いたします砺波工業高校の建設系コースの開設に向けた環境整備につきましても計画に位置づけることとし、今年度から本事業債を活用したいと考えております。

今後とも新時代とやまハイスクール構想も踏まえながら、高校教育改革の実現に向けた必要な場、環境づくり、県立高校の魅力向上のため、後年度の財政負担も配慮しながら有効に活用してまいりたいと考えております。

鹿熊委員 前向きに取り組むという答弁だったと思っております。確認ですが、今年度この事業債を活用するための実行計画を策定する方針ということでしょうか。

武末教育みらい室課長 申し上げましたとおり、高校教育改革実行計画は国が来年度創設を検討しております交付金の取組の基になる計画でもございますけれども、こちらの計画を今年度中に策定したいと考えております。

鹿熊委員 有利な事業債だと理解いたします。積極的に活用して富山県における高校教育改革の推進に臨んでいただきたいということを申し上げて終わります。

立村委員 私からはまず初めに、県立学校の入試制度についてお伺いをいたします。

御案内のとおり、昨年度の県立高校全日制の最終倍率は0.89倍と2年連続で1倍を下回る結果となりました。欠員となった756人分を対象に第2次選抜が行われましたが、その倍率も0.11倍という結果で最終的に欠員数が増加したところであります。

まず、そういった結果についてどう分析評価されておられるのか。また、そういった分析評価の結果を踏まえて、あるいは近年の志願倍率を踏まえて今年度はどのような対策を講じられるのか宮池県立高校課長にお伺いいたします。

宮池県立高校課長 令和8年度全日制県立高校一般選抜につ

いては、全体の志願倍率が御指摘のとおり1倍を割り込みまして、第2次選抜後の合格者数も半数以上の学校で定員が充足いたしませんでした。これは私立高校を含む授業料の実質無償化の影響や通信制を含む学びの多様化、生徒、保護者の学校選択意識の変化などが複合的に作用したものと分析しているところでもあります。

この結果は、県立高校がこれまで以上に選ばれる学校となることが求められているものと重く受け止めております。これまでも各県立高校では志願者の増加に向けて、例えば地域、企業や他校、他学科と連携した探究活動の充実、生徒会を主体とした制服や校則の変更、これらの取組をSNSを活用して魅力発信するほか、教職員に加え高校生も中学校へ直接訪問してPRしているところでもあります。

また、今年度キャリア教育の一環として中学生が保護者とともに自分の生き方について主体的に考えるための資料を作成、配布することとしております。資料には新時代ハイスクールの特色なども掲載することとしており、生徒が将来の目標を踏まえながら主体的に高校を選択する際の一助となることを期待しているところです。

今後も教職員が自覚を深めて、オープンハイスクールなどの機会を捉えて、各校の魅力を伝えていきたいと考えているところでもあります。

そして、こうした中、国の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業において、全国初となる改革先導拠点として先ほどの答弁にもありましたが、県立高校2校が採択されました。今後、先導拠点での取組を通じて得られた知見やノウハウを他校へも普及させ、県立学校のさらなる魅力化や特色化につなげるなど、選ばれる学校づくりを進めてまいりたいと考えているところでもあります。

立村委員 私学が授業料実質無償化になったということにはお触れになりました。それは確かにあると思います。今ほど触れられませんでしたけれども、昨年度から公私比率が撤廃されました。昨年度の中学校卒業予定者数は一昨年度より約400人減りましたけれども、募集定員は90人の減少にとどめられたところであります。

公私比率は大体公立で7割、私立で3割だったかと思いますが、仮に7割だとしたら400人減ったわけですから、単純計算して280人ぐらい減らすべきだったのではないかという話もちろほら聞こえてくるところです。私学は私学で昨年定員を増やしておられるわけですから、私はそういった議論を今さらするつもりはないのですけれども、授業料の実質無償化も相まって、私学にやはり流れたのではないかという思いを強く持っています。

私学とは共存、共栄という形がやはり一番望ましいとは思いますが、先日報道にもありましたが、新川高校が資格取得のために最大2万円を補助するということで、私学は私学で必死になっておられるわけであります。今ほどの御説明の冒頭で申し上げられた選ばれる県立学校づくりで、県立離れに歯止めをかけることが必要になってくると思っております。

そのための方策の一つとして考えられるのは入試制度の見直しだと思っています。入試制度の見直しについては、ハイスクール構想と並行して検討していかれるということではありますが、仮に第1期再編の対象校の公表が想定どおり今年度の半ば頃で進んだとしても、高校再編のスケジュールでは来年度、再来年度は現行の34校で通常どおり入試が行われるわけです。来年度、再来年度の受検生からしてみれば、ハイスクール構想は未来の話であって、自分たちのことをもっと考えてほしいというのが率直な心境だろう

と思います。

入試制度の見直しは、これまでも議会で取り上げられております。考えられることとしては、併願性や外国人生徒に係る特別入学枠の導入、あるいは全国募集の拡充などがあるかと思いますが、可能なことから早期に取り組むべきと考えますが、宮池課長の御所見をお伺いしたいと思います。

宮池県立高校課長 県立高校の入試制度には高い公平性が求められ、中学校教育にも大きな影響を与えるものでございます。一方で、生徒の興味、関心や進路希望の多様化、外国籍生徒や不登校経験者の増加など教育ニーズは変化しており、学校の特色化と合わせた見直しが必要であると考えております。

現在、一部の県立高校の入学者選抜では、学科やコースの特徴に応じて学校ごとにアドミッションポリシーに沿って人物を評価するため、例えば推薦選抜では特定の教科に優れていることや部活動の実績があることなど、各校の特色を踏まえた具体的な志願資格を設定しているところです。

また、一般選抜においては、調査書や学力検査の教科の配点の比重を変更できることとしております。

新時代とやまハイスクール構想実施方針においては、目指す県立高校の姿とともに、入試制度の見直しを掲げておりまして、選抜方法等の必要な見直し、第1期での開設を目指す外国人生徒に係る特別入学枠の選抜方法の検討、第2期での開設を目指す中高一貫校の選抜方法の研究、検討など中学校、高校等の関係者と協議しながら検討を進めることとしております。

また、国の改革先導拠点においても、まずは生徒が自身の得意を生かして受検しやすくなるよう特定教科への傾斜配点の導入なども必要と考えており、制度設計の検討を進

めているところでございます。

今後、早期に実施可能な選抜方法等を改善し、新時代ハイスクールの設置に合わせた制度改革の検討を進めながら、生徒自身が自身の強みを生かし、学びたい学校を選択できる入試制度となるよう公平性を確保しつつ必要な見直しに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

立村委員 併願制については、新田知事が先日の国会議員への重要要望説明の際に前向きな御発言をされておりました。その前から前向きな御発言をされておりますけれども、法律上、教育委員会は独立行政委員会ですので、予算の執行権は知事にありますけれども、教育全般に関しては、やはり教育委員会が先導に立っていくものだと思っております。

また、外国人生徒に係る特別入学枠ですけれども、これは先日多文化共生プランの素案も拝読したわけですが、そこにも前向きに検討すると明記されているところであります。あと、全国募集ではありませんが、私の調べたところ、例えば鳥取県では来年度の入試から全ての全日制県立高校で県外の生徒の出願を認めるとのことです。これまでは本県も同様ですけれども、近々県内に引っ越してこられる人などは認めていると思うのです。鳥取県もこれまではそういった条件をつけていたのですけれども、そういうものを全て撤廃するということでもあります。

どこも必死である。私立も県外も含めて必死である。なかなか時間がかかることは承知しておりますけれども、今ほど課長おっしゃいましたように、できるところから早期に実施していけるように、また御検討いただくことをお願いして、この質問を終えたいと思います。

続いて、先ほど鹿熊委員も触れられましたが、総務省では高等学校教育改革等推進事業債というのが正式名称のようですけれども、そういった新たな地方債制度を創設され

て、一般の県立高校の普通科改革による高校の特色化、魅力化に資する施設整備への充当のほか、高等専門学校への転換のための施設整備への充当も対象になるとされております。地債充当率が90%で、交付税措置が50%と、地方から見れば大変恵まれたおいしい制度だと思われれます。ただし気になったのが事業期間が令和13年度までとされているところでありますけれども、今のハイスクール構想の第2期再編ぐらいには間に合うのではないかと思います。つらつらと調べていたわけであります。

この制度とは別に、文部科学省においては今年度から高等専門学校を新設した場合の助成金を1校当たり最大20億円に倍増するとのことで、愛知県や滋賀県が既に申請の準備を進めていることを聞いております。AIやロボットに係る専門人材や工業、農業分野での専門人材の需要は高く、今後の日本経済を担う人材を育成していくことは重要であろうかと思っております。

そこで、本県においてもハイスクール構想の中で、こうした国の施策を活用して、例えば職業科等の高専への移行についても一つの選択肢として検討してはどうかと考えますが丸田県立高校改革推進課長にお伺いします。

丸田県立高校改革推進課長 新たな地方債でございます高等学校教育改革等推進事業債では、委員からも御紹介ございましたが、高等専門学校への転換のための整備といったものも対象とされたところでございます。

高専につきましては、実践的、創造的技術者の育成を目的といたしまして、全国に57校が設置をされております。内訳としましては、ほとんどが国立でございまして、公立は現在3校ということでございますが、例えば今、高専がない滋賀県では県立高専の開設の準備も進められていることを承知しております。

県内には、工業系の4学科を含む6学科から成ります国立富山高等専門学校がございまして、県立大学や富山大学、また県内の高校の工業科、それぞれが役割を担い、本県産業を支える人材を輩出しているところでございます。

なお、就職率で見ますと、富山高専は5年次終了後の就職率は約5割、そのうち県内就職は約3割であることに比べますと、県立高校の工業科では就職率が約6割、そのうち県内就職は9割というところで少し違いもあると思っております。

また、例えば農業の高専については、全国的には今、例がないところでございまして、高専への進学ニーズに直接つながるものではございませんけれども、県で令和4年に実施いたしました農業系高校の2年生に対するニーズ調査の中で、県内に農業関係の大学などがあった場合、進学を希望するかどうかという調査には127名中4名が進学を希望すると回答があり、高等教育機関への進学ニーズはあまり高くない状況であろうと承知をしております。

こうしたことから、新時代とやまハイスクール構想の検討に当たりましては、生徒、学生のニーズや企業、地域のニーズも踏まえ、まずは県立高校の学びの充実を図りますとともに県立高専の設置につきましては、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

今後とも社会の変化や産業界のニーズを踏まえ、県立高校の職業系専門学科の機能強化、高度化にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

立村委員 今の課長の御説明で慎重な検討が必要だということがよく分かりました。私もこの質問をするときに、すぐに前向きな答えが返ってくるとは到底思っておりませんでした。ただ、先ほどからおっしゃっておられるように、この新時代ハイスクール構想の誰一人取り残さない多様な選

択肢があるという魅力ある将来の県立高校像を考えたときに、例えば先ほどから話に出ています基金事業については、早速この6月補正で改革先導拠点校として選ばれた魚津高校、小杉高校の費用は計上されておるわけです。

当然、国においてもいわゆる専門人材の育成が必要ということを重ね承知しておられて、この基金事業や地方債制度を出されましたけれども、これからまたいろいろな事業や制度が出てくることが想定されます。

そういった国の制度はうまく活用して、富山県の未来を担う子供たちにとって本当に魅力のある新時代ハイスクールになればいいなと、それが早く実現できればいいなと思っております。応援したいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、交通安全施策についてお伺いします。

道路の速度については、法定速度と指定速度がありまして、法定速度は法律道交法施行令で定められた車両ごとの基本速度のことです。一方、指定速度は道路標識や表示によって個別に指定された速度であって、指定速度がある道路では当然ですが、そちらが優先されます。ちなみに、一般道の普通乗用車の法定速度は原則60キロですが、道交法施行令が改正されて、本年9月からいわゆる生活道路の法定速度の上限が60キロから30キロに引き下げられることになっております。

この生活道路という言い方を警察庁もしているのですが、明確な定義が法令にないがために警察庁もホームページによれば、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線——センターラインなどがない道路のことといった言い方をされております。

私は、これを見たときに、例えば婦中の町なかの速星にある狭い道路は生活道路だろうとピンと来るのですが、中

中央線がない道路と言われると、山間部に行けばそういう道路はいっぱいあると思うのですよ。日常生活に利用されているけれども、幅員が広くて中央線がない道路。ただ、この警察庁の書き方によると、そういった道路までが30キロ規制となるので現実的ではないのかと思っておりました。

そして、調べてみたところ、この施行令を改正するに当たって、警察庁はパブリックコメントを開催しておりました。そのパブリックコメントに対する質問に対する答えとして、「30キロメートル毎時の最高速度とすることが適当ではないものについては、交通実態等に鑑み、30キロメートル毎時を超える最高速度規制を実施するなど、所要の対応を行うこととしている」と答えておられます。ここで言う最高速度規制というのは、先ほど御紹介した法定速度ではなくて、規制速度にしますということをおっしゃられるのだと思います。

続いて、実はこれが公に決まったのが令和6年で2年ほど前になるのですが、警察庁は施行期日については、今回の法定速度の見直しに伴い、交通実態に即した最高速度規制の実施等の施行準備や国民に向けた広報に要する時間を考慮して、令和8年9月1日にしましたとおっしゃられます。

今ほど述べましたことを踏まえまして、お伺いします。

まず、今年の9月からあと3か月後に、いわゆる生活道路の法定速度の上限が60キロから30キロに引き下げられることの周知が十分であるとは私は言い難いと感じているのですが、今後の取組はどのように考えておられますでしょうか。

あわせて、先ほど申し上げました郊外の道路など、中央線などはないが幅員が広い道路については、新たに標識を設置して実態に即した速度を指定すべき場所もあるのでは

ないかと思っておりますけれども、今後どのように取り組んでいられるのか古川交通部長にお伺いいたします。

古川交通部長 委員から御説明いただきましたとおり、道路交通法施行令の一部を改正する政令が9月1日に施行されます。幅員が狭く、中央線等が設置されていないいわゆる生活道路においては、法定速度が60キロから30キロメートルに引き下げられることになります。

法改正についての周知につきましては、これまで広報啓発用のポスターの掲示や県警ホームページへの掲載、それからテレビやラジオ放送などの広報、さらには運転免許の更新時講習の資料配布などにより周知を図っているところでございます。

また、先月の5月には、県警察の公式SNSで法定速度引下げの動画を先ほど申しました交通安全SNSサポーターの民間事業者のお力もお借りいたしまして、動画を作成して配信しております。約33万回再生されるなど、多くの方に閲覧をいただき、また大きな反響をいただいているところでございまして、今後も執行までに制度の周知を強化してまいりたいと考えております。

また、県警察では昨年度から交通量や道路幅員等の理由から30キロメートル毎時への引下げになじまない道路につきまして、委員の御指摘の中央線のない幅員が広い道路も含めた調査を実施したところ、各警察署から29か所の報告がございまして、そのうち交通規制の見直しの必要性が認められた9か所につきまして、執行までに道路標識を設置し、交通規制を行うこととしております。

そのほか60キロメートル毎時が妥当と判断いたしました2か所につきましては、道路管理者に対しまして中央線の整備について依頼したところでございます。

県警察といたしましては、今後とも法定速度の引下げに

なじまない道路についての把握に努めるとともに、情報提供を受けた場合には路線の実態を調査の上、交通規制の見直しの必要性について検討し、交通実態に即した交通規制を行ってまいりたいと考えております。

立村委員 周知についてはよく分かりました。引き続き進めていただければと思います。

速度の件に関しましては、私はどうもしっくり来ないのがいわゆる法定速度が60キロのところもあれば、30キロのところもある。まだ実際に始まっていないので何とも言えませんけれども、法定速度を30キロにする生活道路なるものが法律上しっかりと定義されていない。警察庁は何となく5.5メートルぐらいの幅でなどと言っており、その辺りでもこれは非常に運用が難しいところになるのではないかと危惧しております。例は正しいかどうか分かりませんが、悪法もまた法なりという言葉がありまして、これはどうなのかと思う法律についてもしっかりと手続を踏んで成立している以上、それはやはり法律に従わなければならないというのが当然であります。今のお話ですと30キロメートル毎時への引下げになじまない道路を調査していただいて、29か所上がってきており、それが多いか少ないかは別として、今後もそういった現場の要請、あるいは県民からの声等を聞いて、どんどん対応していただかなければならない案件が出てくると思います。

先ほどおっしゃいましたけれども、逆に60キロでいいところに関しては道路管理者と協議してセンターラインを引いてもらうなりの対応も出てくるものだと思っております。もう9月から施行されますので、期間が限られておりますけれども、その間にできること、あるいは試行後にいろいろな課題が見えてくると思いますので、何よりも人の生活に関することですから、安全・安心が第一ですので、しっ

かりとまた取り組んでいただければとお願いいたしまして、私から質問を終わります。

瀬川委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 陳情の審査

瀬川委員長 次に、陳情の審査に入ります。

陳情は1件付託されておりますので、当局から説明願います。

宮池県立高校課長 それでは、私から陳情第13号－2、高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について御説明申し上げます。

陳情項目の1つ目であります。

高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認することについての御説明です。

教育活動における政治的中立の確保については、国から教員は特定の政党、政治団体、政治活動の立場に偏ることのないように留意することや多様な見方や考え方ができる事柄、未確定の事柄など生徒の考えや議論が深まるような様々な見解を提示することで特定の見方や考え方に偏った取扱いにより生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意することなど、公正かつ中立的な立場で生徒を指導するよう要請されておりました、県立高校に対してこの旨、周知徹底しております。

陳情項目の2つ目であります。

保護者への説明責任と修学旅行、校外学習の安全管理を徹底することについての御説明です。

県立高校が旅行、集団宿泊的行事を実施する場合、実施計画書を教育委員会へ提出することとしており、各校に対して旅行、集団宿泊的行事の持つ意義と留意点についての理解の徹底を図るとともに、各校が作成した計画について

その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、特に生徒の安全と健康の保持上、無理なく適切なものとなるよう必要な指導を行っています。

また、計画、実施に当たり、その実施の狙いや教育的意義を明らかにするとともに、これらの内容や行程等の詳細について生徒や保護者に対し、あらかじめ十分に説明し、不利益が生じることがないように指導しております。

陳情項目の3つ目であります。

過去の修学旅行、平和学習等の記録を確認することについての御説明です。

過去3年間の県立高校の修学旅行等の旅行、集団宿泊的行事の実施計画書より辺野古周辺の現地視察や関連団体等の関与などが含まれる内容がないことを確認いたしました。今後も高等学校等における教育活動が適切に計画、実施されるよう努めてまいりたいと思っております。

陳情項目の4つ目であります。

過去の修学旅行、平和学習等の記録に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うことについては、今ほど申し上げましたとおり、そうした懸念が残る事例は存在しませんでしたので、対応はいたしません。

瀬川委員長 以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。